

# 平成31年度 保育所(園)・認定こども園入所のご案内

## 1. 入所できる基準

認定こども園(教育部分)は、平成25年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた香取市に住所のある幼児が入園することができます。教育時間は午前9時から午後2時までです。入園の申込み手続き等は、公立幼稚園と同じですので、詳細は公立幼稚園の入園申込み手続きを参照してください。

公立保育所、私立保育園及び公立認定こども園(保育部分)(以下「保育所等」という。)は、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

保育所等へ入所できる児童は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

※「幼稚園・小学校の準備のため」、「集団生活を体験させるため」などの理由だけでは、保育所等に入所することはできません。

保育を必要とする事由	備 考
(1) 居宅外労働	*家庭外で仕事をしている場合(農業・自営業(職場が自宅から離れている場合を含む。)) *1ヶ月あたり48時間以上の勤務が最低基準となります。但し、当分の間(平成31年度まで)は1ヶ月あたり40時間以上の勤務が最低基準となります。
(2) 居宅内労働	*家庭内で日常の家事以外の仕事をしている場合(自営業・内職を含む。) *1ヶ月あたり48時間以上の勤務が最低基準となります。但し、当分の間(平成31年度まで)は1ヶ月あたり40時間以上の勤務が最低基準となります。
(3) 出産 (妊娠中又は出産前後)	*母親が妊娠中あるいは出産後間もない。 *出産予定日の8週間にあたる日が属する月の初日から、保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
(4) 疾病・障害	*保護者の病気、負傷、入院、心身等の障害等により、児童の保育ができない場合
(5) 介護	*家庭で、長期にわたり看護または介護を必要とする傷病者等があり、児童の保育ができない場合
(6) 災害復旧	*震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているため、児童の保育ができない場合
(7) 求職活動	*保護者が求職のため日中外出しており、児童の保育ができない場合(90日を経過する日が属する月の末日まで)
(8) 就学	*保護者が就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学しており、児童の保育ができない場合
(9) 虐待・DV	*児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 *配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合
(10) 育児休業	*育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る児童以外の児童が既に保育所等を利用しており、継続して利用することが必要であると認められる場合

### 【保育年齢について】

入所枠、保育料決定は、次の表に掲げる保育年齢によります。なお、年度の途中で誕生日を迎えても年度中に保育年齢は変わりません。

保育年齢	生年月日	就学前までの利用可能期間
5歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日	令和2年3月31日
4歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日	令和3年3月31日
3歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日	令和4年3月31日
2歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	令和5年3月31日
1歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	令和6年3月31日
0歳児	平成30年4月2日～	令和7年3月31日

## 2. 入所の申込手続き

保育所等への入所を希望する方は、市役所子育て支援課（1階9番窓口）、各支所及び保育所・こども園等に備えてある支給認定申請書兼保育所等利用申込書に記入し、事前連絡のうえ、以下の書類等を持参し、直接、第1希望の保育所・こども園等に申込みをしてください。同時に面接をいたします。

◎申し込みに必要なもの◎

- ・「3. 入所に必要な書類」に示されている必要な書類
- ・児童および保護者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード）
- ・申請書の提出者の本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ・母子手帳 ・印鑑

☆ 新年度入所について

例年、広報かとり11月1日号でお知らせします。申込み期間は11月～12月となります。  
※公立保育所・認定こども園・私立保育園で日付が異なりますので、広報を確認してください。

☆ 年度途中の入所について（5月～3月入所）

入所受付は、原則翌月の入所希望の方のみ受付いたします。

入所したい月の前月1日～15日までが受付期間となります。その期間内に、市役所子育て支援課、**小見川支所**または各保育所・こども園等にご相談ください。

（例）6月入所希望の方 ⇒ 受付期間：5月1日～15日まで

## 3. 入所に必要な書類

下記(2) 保育を必要とすることを証明する書類は、保護者（父親・母親それぞれ）について必要となります。また、入所の優先順位を決定するため、**60歳未満の同居の祖母**についても必要となります。

(1) 支給認定申請書兼保育所等利用申込書（入所希望児童につき、それぞれ1枚です。）

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由により、次のいずれかの添付書類が必要です。（事由が就労以外の場合は、「保育を必要とする事由調査表」の提出も併せてお願いします。）

保育を必要とする事由	必要添付書類	証明者	備考
会社等に勤務	就労（内定）証明書	勤務先	*父親の証明書も必要です。
自営業・農業等に従事	自営業就労申立書	事業主	*農業の方は、申立書に具体的な内容を記入してください。
内職	内職加工賃支払証明書	発注者	*申込時に内職をされている方が対象です。3カ月間の明細内容を記入してください。
出産 （妊娠中又は出産前後）	母子手帳の写し	—	*出産予定日が確認できるようにページをコピーしてください。
疾病・介護等	診断書 通院（入院）証明書	医師	*文書料等の費用がかかります。
障害	障害者手帳等の写し	—	*保護者自身が障害者である。 *保護者が障害をもった親族を介護している。
災害復旧	罹災証明書等	市町村	
求職活動	求職計画書	勤務先	*就労予定の場合は、就労開始後、就労（内定）証明書を提出してください。
就学	在学証明書及び日程表等	就学先	*1ヶ月あたりの就学時間がわかる書類を提出してください。
育児休業	就労（内定）証明書	勤務先	*育児休業期間が記載された就労（内定）証明書を提出してください。

(3) 食物アレルギーがある場合、医師が記入した「生活管理指導表」も提出してください。

#### 4. 保育時間について

保護者の状況等により、「保育標準時間」または「保育短時間」のどちらかの認定となり、利用可能時間が決まります。

区分	保育時間	就労理由で入所する場合の勤務時間
保育標準時間	各施設が定める保育時間のうち最大11時間の利用	原則1ヶ月120時間以上
保育短時間	各施設が定める保育時間のうち最大8時間の利用	1ヶ月48時間以上120時間未満 ※但し、当分の間(平成31年度まで)は1ヶ月40時間以上120時間未満

※実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、保護者と保育所間で相談の上、決定します。

#### 5. 保育料について

保育料は、原則として児童の父母の市町村民税額の合計により階層判定を行い決定します。4月から8月までは平成30年度の市町村民税額、9月から翌年3月までは平成31年度の市町村民税額により決まります。

ただし、多子世帯に係る特例措置(2人目半額、3人目以降無料など)、市町村民税非課税世帯の第2子無料、ひとり親家庭等の軽減措置などがあります。

##### 【留意事項】

- ・平成31年1月2日以降に香取市に転入された方は、平成31年1月1日現在所在の住所地の市町村民税・県民税課税(非課税)証明書が必要となります。
- ・未申告等により市町村民税の確認ができない場合は、暫定的に最高階層の保育料で決定する場合があります。

#### 6. 入所児童の面接

入所の申込み時に、簡単な面接があります。入所する児童を連れて、必要な書類等を持参のうえ保育所等で面接を受けてください。

※児童が持病や障害をもっている場合や食物アレルギーがある場合は、必ず申し出てください。

#### 7. 利用調整

入所希望者が保育所・こども園等の定員を超えた場合は、入所事由や優先度により、利用調整を実施します。第1希望に入所できない場合は、第2・第3希望への入所となる場合があります。

#### 8. その他

##### (1) 保育料の納入について

保育料は原則として口座振替(翌月末日引落)になります。

口座振替を行える金融機関は、市内に本支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農協及びびゅうちょ銀行になりますので、保育所等利用承諾書受領後に金融機関窓口で口座振替の手続きを行ってください。

※ただし、私立の認定こども園・小規模保育所など施設によっては、納入日・口座振替を行える金融機関等が異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

##### (2) 家庭状況等について

申込内容に変更(住所、保護者、保育を必要とする事由等)が生じた場合には、速やかに市役所子育て支援課、各支所または保育所・こども園等まで届け出てください。

##### (3) 入所期間について

入所期間は、「保育所等利用承諾書」に記載されている保育の利用期間になります。

ただし、保育の利用期間内であっても、確認の結果、保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所していただくことがあります。

(例) 保護者が仕事をやめて、お子さんを保育できるようになった場合等

## 保 育 所 （ 園 ） ・ 認 定 こ ど も 園 一 覧 表

名 称	定員	入所 年齢	所在地	電 話	保育時間			
					短時間	標準時間	時間外	土曜
<b>公立保育所</b>								
大倉保育所	40	0(*)	大倉5374	57-0643	8:30~ 16:30	8:00~ 18:00		
北佐原保育所	70	0(*)	佐原二1780	56-0919	8:30~ 16:30	7:30~ 18:30		
香取保育所	60	1	香取1932	57-3156	8:30~ 16:30	8:00~ 18:00		
佐原保育所	95	0	佐原イ3525-1	54-1259	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 19:00	8:00~ 17:00
東大戸保育所	75	1	大戸911	52-2618	8:30~ 16:30	8:00~ 18:00		
瑞穂保育所	95	0	寺内588	55-0565	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 19:00	
新島保育所	60	0	加藤州1924-9	56-0100	8:30~ 16:30	8:00~ 18:00		
小見川東保育所	80	0	下飯田954-1	82-3030	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 18:30	
栗源保育所	140	0(*)	岩部5076	75-2446	8:30~ 16:30	7:30~ 18:30		
<b>公立認定こども園</b>								
おみがわこども園	教80 保150	0	小見川1585-2	82-3555	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 18:30	8:00~ 17:00
<b>指定管理（民間委託）</b>								
たまつくり保育所	120	0	玉造二丁目4-1	54-1469	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 19:00	8:00~ 17:00
香西保育所	45	0(*)	観音21-1	58-1656	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 18:30	8:00~ 12:30
<b>私立保育園</b>								
まんまる保育園	120	0	大根1151	59-3040	8:00~ 16:00	7:30~ 18:30	18:30~ 19:00	8:00~ 12:30
八都保育園	80	0	小見65	78-2320	8:00~ 16:00	7:30~ 18:30	7:00~ 7:30	8:00~ 12:00
府馬保育園	70	0	府馬2938-4	70-7820	8:15~ 16:15	7:15~ 18:15	18:15~ 18:45	7:30~ 17:00
山倉保育園	60	0	新里974	78-2804	8:15~ 16:15	7:15~ 18:15	18:15~ 18:45	8:00~ 12:00
山倉第二保育園	45	0	山倉688-1	79-2228	8:00~ 16:00	7:00~ 18:00	18:00~ 18:30	8:00~ 12:00
あげひばり保育園(※)	19	0	佐原口2097-77	79-8383	8:30~ 16:30	7:15~ 18:15	18:15~ 18:45	8:00~ 12:30
<b>私立認定こども園</b>								
明照保育園	教15 保125	0	下小堀611-1	82-2643	8:00~ 16:00	7:00~ 18:00	18:00~ 18:30	8:00~ 17:00
清水こども園	教12 保200	0	内野448-1	82-5701	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 18:30	7:00~ 18:00
佐原めぐみこども園	教12 保110	0	佐原イ1921	52-4392	8:30~ 16:30	7:00~ 18:00	18:00~ 19:00	8:00~ 17:00

※入所年齢0歳(\*)は6か月～、それ以外は産休明け～

※公立保育所・公立認定こども園（保育部分）の土曜保育は、**佐原保育所・おみがわこども園**で実施します。

上記以外の公立保育所等に入所している場合でも希望により利用できます。

※あげひばり保育園は、0歳児から2歳児までの乳幼児（3号認定）が対象の小規模保育所です。

※**佐原めぐみ保育園は平成31年4月から幼保連携型認定こども園に移行し、佐原めぐみこども園に改称しました。**

香取市役所 子育て支援課 保育班 TEL 0478-50-1257  
香取市役所 小見川支所 保育担当 TEL 0478-82-1115

